

雇用のあり方、取り組み方

—会員企業の立場から雇用の現状、問題点を考える—

第38回

いよいよ始まる 産後パパ育休

株式会社ヒューマンリソースみらい

代表取締役 荒木 康之

(特定社会保険労務士)

2022年10月1日から育児・介護休業法の改正施行により育児休業に関する制度が大きく変わりました。育児は女性がするものから、育児は女性と一緒に男性も行うもの、といった今まで当たり前と思っていた意識から大きく転換するきっかけになる大改正と言えるかもしれません。

改正の背景

育児休業は1992年に制度化され1歳までの育児休業が始まりました。女性の育児休業の取得率は1996年には49.1%でした。飛躍的に取得率は伸び、ここ15年は8割を超す取得率となつております。しかしながら少子高齢化に歯止めがかからず、年間で生まれる子供は80万人を切る見込みです。男性の育児休業の取得率は令和3年度に13.9%で過去最高となりました。10年前の取得率が1%台だったことから比較すると飛躍的に伸びています。国

は男性の育児休業取得率を2025年に30%にする政府目標を立てています。

育児休業の取得期間は女性の9割近くが6カ月以上（産休期間を含めると8カ月以上）となっているのに対し、男性は5日未満が36.3%で7割が2週間未満となっています。

法改正の内容と施行日

今回の育児・介護休業法の改正は以下の項目から行われます。

- ①育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け
- ②有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
- ③『産後パパ育休』（出生時育児休業）の創設
- ④育児休業の分割取得
- ⑤育児休業の取得の状況の公表の義務付け

10月から始まる制度の概要

ここでは③の『産後パパ育休』と④の育児休業の分割取得の概要を説明します。

産後パパ育休は従来からある育児休業とは別個に男性だけが取得できる制度です。子の出生後8週以内に4週まで取得できる制度で2回に分けて取得可能です。産後パパ育休を会社に申し出る期限は、休業開始の2週間前となっていますが、労使協定を締結することで、一か月前までにすることが可能です。産後パパ育休の面白いところは、休業中に就業することを条件付きで認めていることです。休業中の所定労働日及び所

日から、③と④は2022年10月1日からとなり全ての事業者が対象となります。⑤については従業員1000人超の企業を対象として、2023年4月1日から施行となります。

定労働時間の半分まで働くことが可能です。休業といつても期間中全部休むのではなく、飛び飛びに休むといったイメージです。これならば、会社としても比較的スムーズに休業取得を進めることができるとではないでしょうか。休業中の就労を可能にするには労使協定を締結する必要があります。産後パパ育休をス

も、期間の途中から開始することが可能となっています。以下の図がこの二つの制度を併せた働きかた休み方のイメージになります。是非参考にして取り組んでいきましょう。

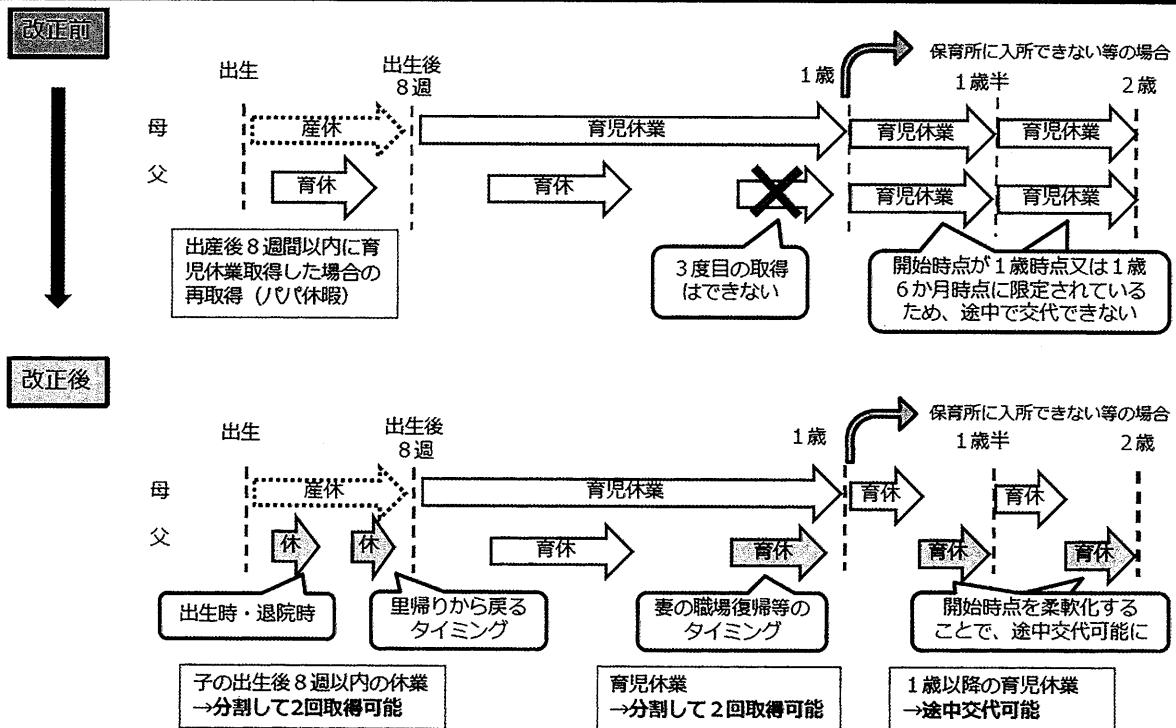
	産後パパ育休 (R4.10.1~) 育休とは別に取得可能	育休制度 (R4.10.1~)	育休制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで※1	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して 2回取得可能 (取得の際ごそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合 に限り、労働者が合意した範囲※2で休業中に就業すること が可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育休開始日を 柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に 限定
1歳以降の 再取得		特別な事情がある 場合に限り 再取得可能※3	再取得不可

(厚生労働省資料より転載)

ムーズに導入するには労使協定の締結がカギを握るとしています。就業規則等の改定だけでなく、労使協定の締結を忘れずに行っていきましょう。

また産後パパ育休とは別に、育児休業を分割して取得することも可能になります。保育所が確保できなかつた場合など1歳超と1歳6ヶ月超の育児休業は、開始日が限定されていましたが、この制度改正により、育児休業を分割して取得することが可能になりました。保育所が確保できなかつた場合など1歳超と1歳6ヶ月超の育児休業は、開始日が限

制度改正により実現できる働き方・休み方（イメージ）



(厚生労働省資料より転載)